日調連発第４５４号
平成２３年3月２３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成２３年４月１日以降の登記印紙の取扱いについて（お願い）

今般、別添のとおり、法務省民事局総務課長から当職あて通知がありました。この通知に添えて、参照条文が示されているように、特別会計に関する法律（平成１９年法律第２３号）附則第３８２条により、当分の間、登記記録の証明書などの乙号申請に必要な手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができるとされています。

登記印紙を取扱う登記所以外の市中の販売所が、多くの在庫を抱えている事情にあり、法務局から､販売所の近くに事務所を構える貴会の会員に売りさばきの協力要請がされた場合には、可能な限り登記印紙を購入いただけるよう周知をお願いいたします。

※　登記特別会計が廃止される本月３１日までは、登記手数料の納付は、登記印紙のみで取り扱われますが、４月１日以降は、登記印紙と収入印紙の両方が貼付可能となりますので、市中に多くの登記印紙が残存することが予想されます。速やかに、収入印紙だけでの取扱にすることが望ましいことから、土地家屋調査士に協力を要請されたものと推察します。

契省民印

法務省民総第７０４号
平成２３年３月２２日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局総務課長

平成２３年４月１日以降の登記印紙の取扱いについて（通知）

登記印紙の売りさばきについては，当省が郵便事業株式会社（以下「会社」という。）へ業務委託（※１）し，さらに会社が郵便切手類販売所，印紙売りさばき所及び簡易郵便局（以下「販売所等」という。）へ再委託して行っているところ（※２），登記特別会計が平成２２年度末をもって一般会計に統合し廃止されることに伴い，登記印紙もこれと同じくして，廃止されることとされています。

しかし，登記手数料の納付に当たっては，当分の間，登記印紙をもってすることもできることとされており（※３），また，販売所等においても，会社との委託契約に基づき，本年４月１日以降も在庫がある限りにおいて，登記印紙の売りさばきを継続することとされています。

ついては，各法務局・地方法務局から各単位会に，登記所窓口において登記手数料を納付されるときは，可能な限り登記印紙を使用していただき，併せて，保有されている登記印紙がなくなったときは，引き続き登記所外にある市中の販売所等から登記印紙を購入していただけるよう，登記印紙の取扱いに関する御協力のお願いをさせていただきたいと考えていますので，御承知おき願います。

〔参照条文〕

※１　○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和２３年法律第１４２号）

第３条　次の各号に掲げる印紙は，その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に委託し，それぞれ，当該各号に定める所において売り渡すものとする。

（１～５　省略）

６　登記印紙　会社の営業所，郵便局，郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち，総務大臣が法務大臣に協議して指定するもの

※２　○　郵便切手類販売所等に関する法律（昭和２４年法律第９１号）

第２条　郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は，総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて，郵便切手類を国内において販売し，及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し，及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し，郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

２　会社は，総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて，営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人（次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。）を選定し，印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

３（省略）

○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和２４年法律第２１３号）

第３条　郵便事業株式会社は，契約により，郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行うこと（以下「委託業務」という。）を郵便局株式会社に委託しなければならない。

第４条　郵便局株式会社は，委託業務を行う必要がある場合において，次条第１項各号に掲げる者に再委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは，この法律の定めるところに従い，契約によりこれを他の者に再委託することができる。

※３　○特別会計に関する法律（平成１９年法律第２３号）

附則第３８２条　附則第２６０条の規定による改正後の民法施行法第８条第２項，附則第２６２条の規定による改正後の抵当証券法第３条第

５項（同法第２２条において準用する場合を含む。），附則第２９６条の規定による改正後の商業登記法第１３条第２項本文（同法第４９条第７項（同法第９５条，第１１１条及び第１１８条において準用する場合を含む。）及び他の法令において準用する場合を含む。），附則第３１１条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第３条第４項本文，附則第３３５条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第２１条第２項本文，附則第３４０条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第１１条第２項本文又は附則第３７２条の規定による改正後の不動産登記法第１１９条第４項本文（同法第１２０条第３項，第１２１条第３項及び第１４９条第３項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，当分の間，手数料を納付するときは，収入印紙又は登記印紙をもってすることができる。